

〔論 文〕

復旦大学中日国際シンポジウム 「日本公企業の民営化とその問題点」

遠 山 嘉 博

- I はじめに
- II シンポジウムのプログラム
- III 報告の要旨とそれへのコメント
 - 1 基調報告
 - 2 各セッションの報告
 - 3 全体会議
- IV シンポジウムからの学習成果
 - 1 民営化（民有化）と私有化との違い
 - 2 民営化推進上の条件整備
 - 3 言論の自由の予想外の成育
- V おわりに

I は じ め に

1995年4月30日から5月2日までの3日間、中国上海市の復旦大学日本研究センター¹⁾において、同研究センター設立5周年を記念して、第5回

1) Center for Japanese Studies, Fudan University (220 Han Dan Road, Shanghai, 200433, P. R. China).

中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」が開催された。筆者はこれに参加、報告する機会に恵まれ、社会主義国中国を初訪問し、日本および中国の国有企業の民営化について日中両国の研究者と意見交換をするとともに、¹⁾「社会主義を堅持したまま市場経済化を推進する」という他国に前例がない難題に挑戦しつつある中国経済の実態を直接視察し、情報収集を行うという貴重な経験を積むことができた。本稿は、同国際シンポジウムにおける日本公企業民営化の経験と中国国有企業民営化の実験に関する両国研究者の報告を紹介し、筆者の立場からするコメントを加え、日中両国、とくに中国における公企業民営化政策の今後のよりよい実践のための教訓を導出することを目的とするものである。

それに先立ち、筆者にとって従来疎遠であった中国へ赴き、報告することになった経緯を、簡単に述べておこう。1995年1月17日の阪神・淡路大震災により、筆者の住む宝塚市中山寺地区は震度7の激震に見舞われ、わが家も全壊してしまった。その余韻もまださめやらぬ某日、惨禍のなかで呻吟している筆者の許へ、中央大学の直江重彦教授から、復旦大学でのシンポジウムでの報告依頼の電話が入った。その後、中国到着後、それは日本研究センターの鄭勵志所長の強い要請によるものであったことを知った。また、筆者の公企業研究が中国人研究者の間で広く参考にされていることも知った。一例として、東北财经大学（大連）の金鳳徳教授、国家計画委員会経済研究所（北京）および青島大学の孔凡静教授、中山大学（広州）の鄒建華教授などから、その旨の挨拶を承った。これは思わぬ発見であり、研究者としては大いなる喜びでもあった。

シンポジウムでは、日本側からは13名の大学教授と2名の政府関係者による計15本の報告がなされた。中国側からは、17名の研究者による14

1) 香港、マカオ、台湾へは1971年12月に行ったことはあるが、社会主義国中国訪問は、今回が初めてであった。

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

本の研究報告があった。ほかに、日本側の教授1名による総括と、中国側若干名の教授による総括やコメントがあった。研究報告はセッション1から8までが、A組とB組に分けて二つの会場で行われた。それに先立つ最初の全体会議では基調報告が、また最後を締めくくった全体会議では総括とコメントが行われた。これらは3日間、午前9時から午後6時まで、わずかの休憩時間をはさんでハードに、かつ有意義に進められた。以上のほかに、復旦大学の教授や学生、上海市や深圳市からの実務家など、多数の出席者があった。

シンポジウムにおける報告と討議を通して、中国側としては、日本の経験に学びつつも、中国の政治経済体制に適合した民営化の具体策を模索するうえで、また日本側としても、過去の民営化の実践における問題点や反省点を再確認するうえで、日中双方ともに多大の成果を収めることができたことは疑いない。

II シンポジウムのプログラム

まず、3日間にわたるシンポジウムのプログラムを紹介することから始めよう。これによって、シンポジウムの内容の概観が可能となり、さらに、日中双方の公企業民営化の理論と実践における諸問題点、すなわち民営化の具体的な政策決定、民営化の実践、その成果と評価など重要なポイントが明らかとなるであろう。

報告のテーマと報告者名は、以下のとおりであった。

4月30日(日)

開幕式(逸夫楼国際会議場)

司 会 孟 祥生(復旦大学日本研究センター副所長)

開会挨拶 鄭 勵志(復旦大学日本研究センター所長)

施 岳群(復旦大学副学長)

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

小林二郎（在上海日本総領事）

郭 昭烈（上海市日本学会会長）

全体会議（逸夫楼国際会議場）

司 会 橋本寿郎（東京大学教授）、伍 柏麟（復旦大学経済学部教授）

基調報告 1. 「市場経済と公企業の役割」

植草 益（東京大学教授）

2. 「日本における公企業の改革」

堀江正弘（日本総務庁行政管理局管理官）

コメントと討論

1. 張 薫華（復旦大学経済学部教授）

2. 朱 紹文（中国社会科学院日本市場経済研究センター教授）

分科会

セッション 1（A 組） 日本公企業の歴史的考察（外事処 1 階）

司 会 孔 凡静（国家計画委員会経済研究所教授）

遠山嘉博（追手門学院大学教授）

1. 「日本工業化初期段階における国有事業の払い下げ（民営化）」

森川英正（慶応義塾大学教授）

2. 「電力国家管理と電気事業再編成——市場メカニズムと国家規制——」

山崎広明（埼玉大学教授）

3. 「明治政府の官業から民営への転向政策及びその社会的影響について」

趙 建民（復旦大学歴史学部助教授）

顧 慶立（復旦大学大学院歴史学科修士課程）

4. 「19世紀末の日本における財産権関係の重大な調整——明治政府の『官業の払い下げ』を論ず——」

金 明善（遼寧大学教授）

車 維漢（遼寧大学助教授）

コメントと討論

1. 金 鳳徳（東北財經大学教授）

2. 鄒 建華（中山大学教授）

3. 加藤栄一（信州大学教授）

4. 新田俊三（東洋大学教授）

セッション2（B組） 戦後日本公企業の役割と機能（日本研究センター1階）

司 会 直江重彦（中央大学教授）

張 碧清（中国国際問題研究所教授）

1. 「戦後の金融システムと日本開発銀行の役割」

橋本寿朗（東京大学教授）

2. 「日本財政における道路公団」

河野惟隆（拓殖大学教授）

3. 「日本国有企業体制の特徴及び歴史的な役割について——それとともに国有企業の行き方も論じる——」

白 成琦（吉林大学教授）

4. 「日本の公私混合企業（第三セクター）について」

余 炳雕（吉林大学教授）

コメントと討論

1. 張 暉明（復旦大学経済学部助教授）

2. 江 瑞平（河北大学助教授）

3. 広岡治哉（法政大学教授）

4. 安部一成（東亜大学学長，教授）

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

5月1日（月）

分科会

セッション3（A組） 日本公企業の民営化と成果〔1〕（外事処1階）

司 会 山崎広明（埼玉大学教授）、余 炳雕（吉林大学教授）

1. 「臨調と3公社の民営化」

遠山嘉博（追手門学院大学教授）

2. 「日本の国有企業とその民営化」

金 鳳徳（東北財経大学教授）

3. 「日本国有企業民営化の背景、状況及び啓示——NTTとJRを例として——」

程 紹海（天津市現代日本研究所副研究員）

コメントと討論

1. 全 惟幸（上海社会科学院アジア太平洋研究所助教授）

2. 植村利男（亜細亜大学助教授）

3. 直江重彦（中央大学教授）

セッション4（B組） 日本公企業の民営化と成果〔2〕（日本研究センター1階）

司 会 白 成琦（吉林大学教授）、森川 英正（慶応義塾大学教授）

1. 「日本における鉄道民営化の経験と教訓」

広岡治哉（法政大学教授）

2. 「日本国鉄の民営化」

孔 凡静（中国国家計画委員会経済研究所教授）

3. 「日本“国鉄”改革の経験を参考にしていって中国の国有企業の改革を」

張 碧清（中国国際問題研究所教授）

4. 「日本国鉄民営化の原因」

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

鄒 建華（中山大学教授）

コメントと討論

1. 陸 徳明（復旦大学日本研究センター教授）
2. 焦 必方（復旦大学経済学部助教授）
3. 傅 均文（上海市社会科学院世界経済研究所副研究員）
4. 山内弘隆（一橋大学助教授）

セッション5（A組） 日本公企業の民営化と成果 [3]（外事処1階）

司 会 山内弘隆（一橋大学助教授）、金 明善（遼寧大学教授）

1. 「NTTの経営形態のあり方」
直江重彦（中央大学教授）
2. 「たばこ事業民営化の実践と成果」
山谷修作（東洋大学教授）
3. 「日本航空完全民営化政策の検討」
植村利男（亜細亜大学助教授）

コメントと討論

1. 山崎広明（埼玉大学教授）
2. 橋本寿朗（東京大学教授）
3. 白 成琦（吉林大学教授）
4. 張 碧清（中国国際問題研究所教授）

セッション6（B組） 日本公企業の民営化と中国国有企業の改革 [1]

（日本研究センター1階）

司 会 新田俊三（東洋大学教授）、金 鳳徳（東北財経大学教授）

1. 「中国の新しいグラウンド・デザイン——民営化による保険、年金の基金創設——」
叶 芳和（国民経済研究協会会長）

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

2. 「会社化：中国国有企業民営化への道——日本企業の民営化を参考にした分析——」

張 暉明（復旦大学経済学部助教授）

コメントと討論

1. 森川英正（慶応義塾大学教授）
2. 遠山嘉博（追手門学院大学教授）
3. 伍 柏麟（復旦大学経済学部教授）
4. 鄭 勵志（復旦大学日本研究センター所長）

5月2日（火）

分科会

セッション7（A組） 世界各国公企業の民営化の比較（外事処1階）

司 会 河野惟隆（拓殖大学教授），鄒 建華（中山大学教授）

1. 「イギリスにおける公企業民営化」

山内弘隆（一橋大学助教授）

2. 「フランスの民営化問題」

新田俊三（東洋大学教授）

3. 「ドイツにおける公企業の民営化——日独比較の視点から——」

加藤栄一（信州大学教授）

4. 「日本民営化と英仏私有化の背景比較」

江 瑞平（河北大学日本研究所助教授）

コメントと討論

1. 金 明善（遼寧大学教授）
2. 余 炳雕（吉林大学教授）
3. 山谷修作（東洋大学教授）
4. 河野惟隆（拓殖大学教授）

復旦大学中日国際シンポジウム「日本公企業の民営化とその問題点」

セッション8 (B組) 日本公企業の民営化と中国国有企業の改革 [2]

(日本研究センター1階)

司会 植村利男(亜細亜大学助教授), 車 維漢(遼寧大学助教授)

1. 「日本公企業民営化に関する諸問題の理論的考察」

伍 柏麟(復旦大学経済学部教授)

2. 「中国国有企業の改革と日本の経験」

全 惟幸(上海社会科学院アジア太平洋研究所助教授)

3. 「国有民営は希望の道である——“希望グループ”の“混合プロジェクト”から中国国有企業民営化の改革を見る——」

余 惕君, 袁 海萍(上海市計画委員会経済研究所)

コメントと討論

1. 叶 芳和(国民経済研究協会会長)

2. 華 民(復旦大学世界経済学部教授)

3. 孔 凡静(中国国家計画委員会経済研究所教授)

全体会議(逸夫楼国際会議場)

司会 加藤栄一(信州大学教授), 朱 紹文(中国社会科学院教授)

各セッション代表(1名)による報告

総括と閉幕式

司会 鄭 勵志(復旦大学日本研究センター所長)

1. 総括: 安部一成(東亜大学学長)

陳 建安(復旦大学日本研究センター副所長)

2. 優秀論文の表彰

3. 日本と中国学者の言葉

4. 閉幕の挨拶

Ⅲ 報告の要旨とそれへのコメント

上記のプログラムのうち筆者は、4月30日の全体会議とセッション1（A組）（司会を担当）、5月1日のセッション3（A組）（報告を行う）とセッション6（B組）（コメントを行う）、5月2日のセッション7（A組）と全体会議に出席した。セッション2（B組）、セッション4（B組）、セッション5（A組）、セッション8（B組）には、ぜひ聞きたい報告もあったが、同時進行のため出席できず、残念であった。以下では、筆者が出席したパートの諸報告の要旨を紹介し、筆者なりのコメントを加えておこう。

報告は、日本人の日本語によるものは中国語に同時通訳され、中国人の中国語によるものは日本語に同時通訳された。したがって、すべての報告を日本人、中国人双方が理解できる仕組みとなっていた。同時通訳は復旦大学の外国語学部の教員によってなされたというが、いずれの場合もじつに見事な同時通訳であり、その流暢さには感嘆させられた。ただ、通訳のための時間の必要上、報告そのものの時間はかなり圧縮されざるをえなかった。

1 基調報告

日本側から2本の報告がなされ、日本資本主義における公企業の役割、実態、そして改革が、理論的、歴史的に説明された。

植草益教授の「市場経済と公企業の役割」は、戦後日本における経済民主化政策の実施とそれに伴う市場経済および競争機構の確立から説き起こし、それにもかかわらずそこにおいて公企業が残存する理由、公企業の諸形態、役割ないし目的に論及し、しかしながら公企業はやがて民営化されるに至る運命を持っていることを強調したものであった。とくに、(1)「市場経済」においても、政府の産業への直接介入が多く存在すること、(2)

市場機構領域と公的規制領域との有機的結合と有機的機能化は決定的に重要なものであり、それによって経済社会の安定性と成長性が実現されうること、(3)両者の組み合わせや運営方式は、経済発展段階に応じて異なること、以上の3点の指摘は注目すべきものであり、中国経済の市場経済化の将来にとって重要な示唆に富むものと思われた。また、公企業は形態的には、「政府現業→公共法人→公私混合企業→私企業」の方向で組織変革されるとの説明は、表現上の差はあれ実質的には、筆者の「官庁企業（純粋官庁企業→自主化官庁企業）→公共体企業→特殊会社（公有会社→公私混合会社）→私企業」という自主化志向の経営形態変更論¹⁾と軌を一にするものであった。さらに、公企業はそれぞれの時代的要請の産物であること、したがって、公企業は非効率性という固有の性格的要因とも相まって、「その時代の役割を終えると、整理・統合・改組される運命を担っている」との指摘は、明快にして直截的であり、筆者にとって印象に残るものであった（ただし、これについて筆者は重大な疑義を禁じえない——後述）。なお、最後の部分にあった中国公企業民営化への若干の論及は、中国人研究者の関心を大いに喚起したことと思われる。

植草報告の内容は全体として、筆者にとって十分納得的なものであった。筆者のこれまでの主張との共通点も多く、総論として異論の余地はない。しかしながら細部においては、いくつかの問題ないし疑問なしとしない。

第1に、国レベルの巨大公企業と規模がはるかに小さく企業性のほとんどないものが区別されることなく、十把一からげに論じられているという問題がある。公企業論で通常論じられる対象は国レベルの巨大公企業であり、本シンポジウムでも国レベルのものが主たる対象となったが、これからみると、「国の公企業は、戦争直後の7から、1970年代頃には114に

1) 遠山嘉博『現代公企業総論』東洋経済新報社、1987年、第6章に詳述してある。

増加した」との指摘は誤解を与えるであろう。まず、その事業内容が問題であり、増加分のほとんどは、企業性のきわめて乏しいものであった。これらは、特殊法人という用語でくくるならともかく、公企業として一括的に論ずるのは問題がある。公社、特殊会社、金融機関はともかく、公団から事業団になるにつれて企業性は急速に乏しくなり、総数の4割程度を占めるその他のグループでは、企業性の欠如したものがほとんどであるからである。つぎに、「公的規制領域の拡大による公企業数の増加」をいうのであれば、公企業数およびその増加の大宗を占める地方公営企業を無視すべきではないであろう。国レベルの特殊法人数の増加には、公企業と称するにはあまりにも企業的でないものが多く、民営化の論議に際してこれらをも公企業として一律に論ずるのは適切でないであろう。

第2に、公企業は時代の要請の産物であり、歴史の産物であるとの指摘は妥当にして納得しうるとしても、「その時代の役割を終えたと整理・統合・改組される運命にある」との説は、あまりにも観念論的であるとせざるをえない。筆者は「公企業は政治の産物である」として、公企業の政治性を強調してきた。¹⁾それは通常、公企業の経営への政治の介入について論じられるが、政治の影響が最も顕著にあらわれるのは、公企業の創設と消滅の局面においてであることも強調した。²⁾実際、公企業は時代の要請下にそれぞれの理由付けのもとに創設されるが、たとえ時代の役割を終えたとしても、政治の力学上、その消滅が直ちに、スムーズに実現するものではない。歴史的役割を終えた不採算公企業が、政治家や官僚の抵抗、直接間接の利害関係者の反対、労働組合の抵抗などによって存在しつづけ、消滅に至らしめ難いのが日本の現状である。³⁾

1) 前掲書、33, 61-64, 77, 80, 154-55 ページ、その他各所。

2) 前掲書、33 ページ。

3) この点について筆者は、シンポジウムの提出論文および報告の最終部でも強調している。

第3は、公企業の非効率性を論ずる場合、それを公企業固有の性格として普遍化されている点である。公企業と私企業とを、単に表面的な決算上の数字のみで比較するのは妥当性を欠く。公企業にはX非効率や親方日の丸意識など、独自の非効率要因もあるにはあるが、同時に、私企業は負担しない公共性発揮の義務がある。ここにこそ公企業の存在理由があり、市場経済において公企業が完全に消滅しえぬ要因がある。このことは、とりも直さず、植草報告の冒頭にあった「市場経済における市場機構領域と公的規制領域の有機的並存」が経済社会の安定と成長に大きく貢献してきているという問題意識に立ち返ることになる。

堀江正弘氏の「日本における公企業の改革」は、行政官僚の立場から、日本の公企業の設立、改革、今後について、戦前から現在までを全時代的に、形態的、実態的に分析したものであった。すなわち、明治から現在までの100余年間を七つの時期に区分し、それぞれの時代の要請によって設立された公企業の実例、目的、形態、非持続性と改革の必要性が説明され、日本公企業の歴史的全体像が浮彫りにされた。内容は詳細かつ綿密にわたり、公企業の時代的推移の歴史が明確化された。それを通して、ここにおいてもまた、公企業の歴史的所産としての本質的性格が強調された。また、国レベルの公企業に加えて、地方レベルの公企業への論及が印象的であった。

ただ、歴史的概観において、昭和50年代以降が一括的に論じられたが、昭和50年代と60年代に分けて時代的推移を考察することは可能であり、また必要でもあろう。また、公企業の非継続性の強調において、歴史的所産であるからとしてその改革、より端的には改廃を跡づけ、それを称揚することは納得的であるとしても、それが経済合理的に実践されているかとなると、大なる疑問を感じざるをえない。政府官僚の立場としては、そのように主張することは合理性と必然性を持つものと思われるが、公企業の

整理・消滅についてはたして国民を納得させるに十分に改革的に推移してきているかとなると、とうていそうとは思われず、われわれ公企業研究者としては、行政官僚との意識のずれを否定しえない。歴史的役割を終えた不採算公企業の温存の原因の究明と対策の樹立こそが重要であり、堀江氏にも、先の植草報告に対すると同様の批判を提示せざるをえない。

以上の基調報告に対して、中国側からコメントがなされた。

張薫華教授は、主として植草報告に対して、公企業の歴史的産物としての本質、公的規制、民営化などに学ぶべき点があったと述べたうえで、中国の公企業民営化について、公企業の効率性の低さ、そのための従業員削減の必要性、それにもかかわらず人口過剰のゆえに自由に職員削減を行い難い現状を説明された。そして、社会主義下で民営化企業をいかに運営すればよいかについて、日本側の意見を聴きたいとの希望を表明された。

朱紹文教授は、まず中国と日本との友好を強調し、共同研究への日本側の参加に謝意を表された後、広範囲にわたって適切かつ新鮮なコメントを展開された。明治の官業払い下げ（政府の民間企業育成の必要性）と近年の民営化との違い、日本の公有化（海外進出のため）と中国の公有化との違い、民営化の多義性と使用法の多様性、私営化は社会主義に反するものであるが、現在の中国の社会主義市場経済はそれを含むものであること、しかし、市場経済化しつつあるといっても、経済全体からみるとそれはまだ小部分にすぎないこと、日本やイギリスの民営化と中国の民営化とは次元が違うことなどを強調された。とくに、50年間のマルクス主義の支配下後では、市場経済や株式に対する一般人の理解は不足しており、混乱も生じているが、学生は他者の言をうのみにするのではなく、自分の頭で考え、行動しなければならないとの学生への訓示や、教授はすでに1950年代に民営化を主張されていたということ、国は人民のものであるからとして「国有化イコール民営化」とした当時の政府の主張に疑問を抱いていたこと、政府

役人の非効率性への痛烈な批判と改革の必要性の力説などは、筆者にとってはまさに耳を疑わんばかりの大胆率直な発言であり、社会主義国におけるシンポジウムでの開陳とは容易に信じ難いものであった。ここから筆者は、社会主義国中国においても、言論の自由は予想外に、しかも確固として¹⁾ 成育しつつあることを認識したのであった。

2 各セッションの報告

(1) セッション1 (A組)

セッション1で筆者は、孔凡静教授とともに司会を担当した。ここでは、戦前期の日本、とくに明治期の官業の成立とその民間払い下げについて、日中双方から2本ずつ、計4本の報告が行われた。

森川英正教授の「日本工業化初期段階における国有企業の払い下げ（民営化）」は、明治期の官業払い下げについて、国立銀行と綿紡績業の二つを中心に、造船所や鉱山、セメントなどにも論及しつつ、その経緯と実態を紹介したものである。とくに、報告の中核を構成する問題点を最初と最後に明示された方法は、時間的制約の厳しい学会報告の一つの範を提示されたものと筆者は受けとめた。その問題点というのは、内外の研究者間に一般化している解釈を誤解と断じたつぎの2点である。第1に、国有事業の払い下げは明治政府の一貫した原則下を実施されたというのは誤解であり、実際には、よく言えば弾力的に、悪く言えば場当たりの行われたというのである。第2に、官業の払い下げは特権の企業家に不当な廉価で、不当に有利な条件下に行われ、彼らはそれによる巨利を基に財閥になったというのは誤解であり、廉価で有利な払い下げは、財政を圧迫する低効率国有企業の「売り急ぎ」によるものであり、払い下げられた国有企業の財

1) この点については、筆者は後に鄭教授にあらためて確認し、肯定的回答を得た。

閥化の有力な手段となったのは、払い下げを受けた企業家の「経営努力」によるものであるというのである。

明治期の官業払い下げの不当な廉売は政府に多大の経済的損失をもたらした、政商を利する結果となったというのは、とくにマルクス主義経済学者の間では通説となっている。筆者はそれを従来、マルクス主義的思考法に起因する非難と理解してきた。しかし、森川教授の明快な指摘により、それはイデオロギーの産物というよりは、むしろ実態分析の不正確さに基づく誤解であることがわかった。また、政商の財閥化の成功についても、彼らの企業家としての資質と努力によるものであることを改めて認識した。一国の経済発展や経済成長にとって、経営者の質と努力、企業家精神の発揮はきわめて重要な要素となるという考えのもとに、筆者はかつてイギリスの産業国有化問題を論じた際、イギリス私企業における企業家的能力と拡張意欲に乏しい経営陣は、イギリスにおける国有化の将来（国有化の必要性）¹⁾を肯定的に予示していると結論づけたが、森川報告によってその妥当性を再確認することができたと感じた。

山崎広明教授の「電力国家管理と電気事業の再編成」は、民営を支配的企業形態としてきた日本の電力事業が、1937年以降の戦時経済下に、民有国営という特殊な企業形態をとったこと、そして、それが第2次大戦後ふたたび民営に復帰した電力事業の発展に重要な役割を果たしたことを説明し、これらを通して、公営企業の民営化の問題の考察に基本的視角となるべき市場メカニズムと国家との関係を明らかにしようとしたものである。1939年法によって設立された国策会社「日本発送電株式会社」は、既存の民間電力会社からの現物出資下に電力事業の国家管理を行うためのもの

1) 遠山嘉博『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房、1973年、364-65ページ。

であった。同社は発送電を独占し、配電は9地域の特許会社が担い、電力料金の抑制を通して反インフレ政策に貢献したという。第2次大戦後電力事業は、9ブロックの私営地域独占体制に復帰したが、戦時中の電力国家管理下の全国的送電線網の形成は、電力の地域間融通、電力流通面での全国的統一化の達成、送電面における電力損失の減少など、合理化促進のための基盤を形成したと、積極的な評価が下されている。同時に、戦前における代表的電力事業経営者であった松永安左衛門の経営者としての力量の高評価が印象的であった。

筆者の企業形態論の考えでは、企業の所有と経営は一体化しているのが通常であり、国有民営や民有国営は、例がないわけではないが、一時的、緊急的な形態とみる。電力国営を担った日本発送電はこの巨大な例外であり、異常事態の正常化とともに通常の企業形態（この場合は民有民営）に戻るべき運命にあった。この点について筆者はすでに言及したことがあるが、この一時的企業形態がもたらしたメリットとその積極的高評価は、筆者にとって新しい発見であった。

趙建民助教授と顧慶立氏による「明治政府の官業から民営への転向政策及びその社会的影響について」は、明治政府の殖産興業政策下の幕藩経営企業の国有化、および先進技術導入による近代的工業と交通通信事業の発達を概観し、官業払い下げの理由とその実態を分析し、官業払い下げに積極的評価を与えるとともに、この期における日本の近代的教育制度の確立と企業家的人材の育成に注目したものである。殖産興業政策を、官業の育成とその払い下げの2段階に分けて論じ、前者は後者に続く経済発展の基盤を形成したとみている。ここでも、官業の赤字とその売却による政府財政負担の軽減が指摘された。

1) 遠山『現代公企業総論』45ページ。

殖産興業政策を、官業の育成とその払い下げの二つの過程に分けて論じ、その転換を積極的に評価した見解は、離陸期にある中国経済の発展促進政策に重要な問題提起をなすものと思われる。中国の社会主義の土壌においてそれが開花していくためには、日本の経験の単なる直輸入では不適、不十分であろう。それにいかなる改変を加えることが必要であるかは難しい問題であり、筆者にとってもぜひ聞きたい大きな関心事であったが、現在はその解答はまだ出ておらず、模索中なのであろう。なお、明治期の近代的教育制度の確立が経済発展の推進力となったとの説明は、研究の蓄積の厚さを反映した分析であると高評価したい。

金明善教授と車維漢助教授の「19世紀末の日本における財産権関係の重大な調整」は、車助教授が報告され、金教授が補足的にコメントされるという形式をとった。ここにいう財産権関係の重大な調整というのは、明治期における官業払い下げを意味するものである。ここでも、日本の殖産興業政策が1870年代の官業の育成と1880年代の民間への払い下げに2分して論じられており、後者を時期的に3分して説明した後、後者は資本蓄積の推進、商人資本の産業資本への転化の促進と財閥形成の基礎の構築、生産の効率化、以上の3点において重要な意義をもつものであったと積極的に評価している。

報告は筆者にとっても、全体的に納得しうるものであった。しかし、社会主義経済学者に独自の表現や解釈に戸惑うところもあった。たとえば、「資本主義国家の官業資産は全体資本家に属するものであるから、明治政府の官業払い下げは、資本家階級内での財産再分配である」との説明は、社会主義的立場からする特有の解釈であろうが、国と人民の同一視からさらに進んで国と資本家を同一視していることや、国有財産の私有化による経済的インセンティブの高揚を無視していることなど、若干理解し難い一面もあった。

(2) セッション3 (A組)

筆者はこのセッション3で、日本の公企業の民営化について報告した。ほかに、中国側から2本の報告が行われた。同時進行のセッション4 (B組) が日本の国鉄の民営化問題に集中していたのとは対照的に、ここでは日本公企業の民営化問題がマクロ的に、原理的に論議、検討された。

筆者は「臨調と3公社の民営化」と題して、日本における公企業、とくに3公社の民営化について、その背景、すなわち政府統制の強化から規制緩和へという経済政策の基調転換から説き起こし、民営化論台頭の背後要因として公企業の業績不振の原因を究明し、3公社民営化の実践、成果、問題点に論及し、日本における民営化の将来を展望することで結びとした。報告時間の予期以上の厳しい制約があり、提出原稿の要点のみの報告とならざるをえなかった。

(i) 資本主義における経済政策基調の2大転換

資本主義は、「生産手段の私的所有のもとで、私的利潤の獲得を目的として商品生産を行う分権的市場経済制度」である。19世紀の「古典的」資本主義は、多数かつ小規模の私企業で構成される原子状的市場構造であったから、経済政策の基調は自由放任であった。しかし、自由競争の必然的結果として資本の集中・集積が進行し、「現代」資本主義は独占資本主義ないし寡占的市場構造に変化したから、経済政策の基調は国家の経済介入の増大、統制の強化、国有化へと転換した。

しかしながら、1980年代以降の最近十数年間に、この傾向への抵抗、さらに逆転への挑戦が世界的に進行している。すなわち、国家の経済介入の増大からその排除へ、経済の計画化から市場原理の尊重へ、大きな政府

1) 遠山嘉博「わが国における民営化の胎動・実践・評価」『追手門経済論集』第30巻第1号、1995年5月。

から小さな政府へ、国有化から民営化へといった逆転の進行、拡大がみられる。日本における公企業改革を中心にこの間の事情をみると、以下のごとくである。

(ii) 公企業民営化の胎動

戦後日本の公企業部門は、3 公社 5 現業体制と称された。そのほかに特殊会社が十数社、特殊法人が現在 92 ある。地方レベルでは、3,000 余の地方公共団体が経営する地方公営企業が 10,000 超あり、また、第三セクターが 1,200 余ある。これらが国民経済に占める比重は、イギリス、フランス、イタリアなどに比べて半分程度¹⁾の大きさにすぎない。

この比較的小さな「公」「企業」部門は、私企業部門の補完要素として「公共性」を発揮し、その負託に応じてきたが、公企業のもう一つの本質的要素である「企業性」の発揮において私企業との格差はしだいに拡大し、業績悪化が目立ってきた。公企業の能率制約要因として、筆者はつぎの 5 点を指摘した。

- ① 過大規模の独占による競争原理の欠如
- ② 経営に対する政治の介入
- ③ 業務範囲の法的制約
- ④ 財務運営に関する各種の統制
- ⑤ 労使にはびこる「親方日の丸」意識

1) これに関して遼寧大学の金教授は、中国人研究者に配布されていた筆者の提出原稿の中国語訳の重大な誤りを発見された。GNP に占める公企業部門の生産額の比率、全労働者に占める公企業労働者の比率、国内総固定資本形成に占める公企業部門投資の大きさでみると、ヨーロッパ諸国では前 2 者が 10% 前後、後者が 20% 程度かそれ以上であるのに対して、「日本ではいずれもそれぞれ半分の大きさを占めるにすぎない」としていたのを、50% 程度と中国語訳されており、「こんなに比率が高いのか」と疑問を呈された。筆者の意味するところは、5%、5%、10% 程度ということであった。貴重な指摘をされた金教授に感謝申し上げる。

(iii) 臨時行政調査会の設置

そこで政府は、行政全般に関する改革問題を調査審議するために、1981年3月15日、第2次臨時行政調査会を設置した。同調査会は、行政改革の基本的方策の一環として公企業改革の必要性和緊急性を強調し、とくに3公社の民営化とその具体策を提示した。

これに基づく民営化の結果、1985年4月に日本電信電話公社は日本電信電話株式会社（NTT）に、そして、日本専売公社は日本たばこ産業株式会社（JT）になった。2年遅れの1987年4月に、日本国有鉄道は北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の6旅客鉄道株式会社と全国1本の日本貨物鉄道株式会社（JR各社）に7分割された。ただ、公社、政府、自民党、公社関係諸団体の複雑かつ厳しい意見対立や抵抗の結果、ドラスチックな臨調案はかなり骨抜きにされ、改革性の乏しいものとなったことは否定し難い。

(iv) 民営化の成果と問題点

民営化企業は、当初は政府が全株式を保有する特殊会社として発足したが、その後株式売却の進んだものは公私混合所有になっている。株式市場の著しい低迷のために、株式売却は不十分な進展をみせるにとどまっているが、現在、NTTは34.41%、東日本旅客鉄道は61.5%、JTは19.71%が民間所有となっている。

民営化後の新会社は国有時代の旧弊から脱皮し、民間企業としての変貌をとげている。NTTは投資の自由を活用して子会社・関連会社を矢継ぎ早に設立し、関連事業に積極的に進出している。対顧客姿勢も、国営時代の家父長的態度から顧客本位主義に改善された。JTは事業の性格上、新規分野の開拓は地味な範囲にとどまっている。JR各社は対顧客姿勢やサービスの改善に努力し、黒字経営に転換した（ただし、3島会社は政府助成を受けている）。

民営化後の問題点として、つぎの2点を指摘しうる。第1に、ヨーロッ

パでは、民営化は失業の増大を招いたと非難されているが、日本では、労働組合が企業別に組織されているから、余剰人員は関連事業の拡大によって吸収され、この問題は外国ほどシビアではない。ただし、職種の転換という摩擦は避けられない。民営化企業の能率向上は経済全体の活性化を促進し、国民経済全体として雇用の創出効果を期待しうる。第2に、民営化の実践は臨調案に比べてかなり不徹底なものとなったから、民営化の最終目的である「消費者利益の増進」になお努める必要が残されている。

(v) 民営化の将来

公企業の主要部分が民営化されたことにより、その後日本において民営化の大きな進展はない。ただ、近年の日本経済を取り巻く厳しい経済環境下に、民間部門は懸命のリストラクチャリング（事業の再構築）を実施し、終身雇用の慣行をも破る合理化対策を断行するなど、生き残り策を必死に模索しているが、政府部門においては民間とあまりにもかけ離れた安易さへの安住が目立ち、国民の批判を招いている。そこで政府は、歴史的役割を終えた事業は民間に任せるべきであるとして特殊法人の改革に乗り出し、1995年2月10日、最終案がまとめられた。しかし実際には、政府系金融機関の統廃合問題は積み残され、12法人の統合、2法人の民営化、1研究所の廃止が決定されたにすぎない。郵便貯金、日本道路公団や住宅・都市整備公団など、これまで民営化論議の対象となってきた、より規模の大きな企業の民営化は、回避されたままである。

日本でも中国でも、こうしたさまざまな抵抗を排除して、公企業の民営化と能率向上をいかにして進めるかが、重要な課題として残されている。このことを強調して、筆者は報告を終えた。

筆者の報告に対して、上海社会科学院アジア太平洋研究所の全惟幸助教授から、つぎのようなコメントと質問を受けた。教授はまず、「中国は日本の経験に学び、中国に適した方法でそれを受け入れなければならない」との筆者の言に対して、「すばらしい課題を中国に提供してくれた」と好

意的に論評された。続いての三つの質問はいずれも、筆者の報告の最も重要なポイントをついた鋭いものであった。

① 1985年の2公社の民営化よりも国鉄の民営化が1987年と2年遅れたのは、いかなる理由によるのか。

② 日本の市場経済では、NTTなどは特殊会社といっても政府が株式を保有しているから、依然として公企業ではないのか。中国で株式会社化した企業は多いが、企業に自主権や人事権が与えられても、社会主義のもとでは国のコントロールは依然として強く、企業運営上難しい点も多い。中国では民営化しても、難しい問題が払拭できない。日本で民営化が成功した理由を教えてほしい。

③ NTTは子会社を多く作り、またJRの分割された会社は規模が小さくなっている。民営化して効率化を図るためには分割は必要とは考えるが、過度の分割は避ける必要があるのではないか。また、企業の適正規模の基準はあるのか。

①に対して筆者は、電電と専売と違って国鉄の場合は分割問題が民営化上重要な問題となり、分割するかどうか、そしてどのように分割するのかなど、この問題の解決を見いだすのに時間がかかったこと、および、労働組合の抵抗や反対が最も強かったことの2点を指摘した。これについては、全助教授の後でコメントされた直江教授から、他の2公社にはない赤字処理の問題もあったとの補足的指摘を受けた。これは筆者の説明不足を反省させるに十分のものであった。

②については、民営化企業はたとえ全株式を政府が保有しようとして、それを規制する法律が民間企業と同じものであるから、それはもはや公企業ではなく民間企業であると説明し、日本国有鉄道法と地方鉄道法との二元的規制から、鉄道事業法による一元的規制への移行を例示した。公企業が市場経済のなかの孤島的存在であった状態から、民営化によって市場経済の大海に還元される日本の場合と、公企業で一元的に構築された社会主

義経済のなかで、民営化によって例外的存在化する中国の場合とでは、民営化後の企業運営は難易を全く異にするであろうと説明した。そして、日本の民営化は、かつての国有企業に蔓延していた「親方日の丸」意識を払拭し、私企業と同様の破産の懸念に直面せしめ、企業の自己責任意識を経営者から労働者に至るまで徹底せしめたことを、成功の理由として付け加えた。

③については、分割されなかった NTT（その後一部事業の分離はあったが）のほか、ATT 分割の経験にも言及し、適正規模の探求は、結局は試行錯誤の経験によらざるをえないのではないか、それはちょうど、国民経済における公企業の比率に適切な基準がなく、経験によって導出せざるをえないとの筆者の持論と同様であるとの説明を付加して回答とした。

金鳳徳教授の「日本の国有企業とその民営化」は、提出原稿の後半部についての発表であった。原稿の前半部では、日本の公企業とくに国有企業について、その概念、形態、発展と衰退の歴史的推移に関して、筆者にとっても興味深い分析がなされていたが、民営化に関する検討は後半部に集中していたことによるものと思われる。金教授は民営化を、改革の程度によって(1)国有国营→国有民営、(2)国有国营→公私合弁、(3)国有国营→民有民営の3種類に分けられた。そして、国有企業の存在理由として、(1)「市場の欠陥」の補足、(2)社会的安定の実現、(3)民間企業との社会的分業、の三つをあげ、にもかかわらず、それを民営化によって改革しなければならない歴史的必然性を、つぎのように説明された。第1は、「自然独占性」は一定不変のものではないということである。巨大投資の必要性や回収期間の長期性といった産業の属性は、国により時代によって変わってきてい

1) 遠山嘉博「産業国有化」『経済学大辞典Ⅱ』東洋経済新報社、1980年、823

ページ。

るという。第2は、公企業における公共性と企業性の矛盾である。公共性は利潤獲得や競争を排除するものであるが、企業性は利潤獲得を必要とし、競争メカニズムがなければ、それはうまく機能しない。この矛盾は、かつての電電公社や専売公社のように、公企業自身によって、あるいは国の援助によって統一できる場合もあるが、国鉄のように、矛盾の激化と調停の不可能性を露呈した場合もある。この場合、「公」の本質の改革でもって解決しなければならないというのである。教授は最後に結論として、つぎの三つを指摘された。(1)中国が社会主義市場経済を確立することにした以上、国有企業と民営企業の社会的な機能分担は必要であり、国営が必要ならば国有企業で、民営化すべきものは民営企業でやらなければならない。(2)国有制は公有制の一つの形態ではあるが、唯一のものではなく、その全面的な株式会社化や民営化も、また伝統的な国有企業への固執も妥当でなく、第2、3次産業については、民営化をもっと進めるべきである。(3)中国の国有企業にとって、日本の特殊会社の経験は重要であり、そのような方向での改革は必要かつ有効である。

金教授の報告により、中国においては、「民有」という表現は人民の所有として肯定されるけれども、「私有」という表現は、資本家階級など特定グループの利益追求手段となることを意味し、排斥されるべきものであるとの思考方法が存在することが察知された（それゆえにこそ民営化は、社会主義のもとにおいても受容、肯定され、積極的な意味を付与されているのであろう）。自然独占性の希薄化について、また社会主義下の国有と民有との社会的機能分担について、具体的な検討や中国の現状分析があれば、報告はいっそう説得力を増したであろうと思われる。しかし、教授が結論としてあげられた3点は、中国における民営化の進行や将来にとってきわめて重要なポイントであると、筆者は同意、納得した。半面、教授の報告では省略された前半部にあった叙述、すなわち、20世紀前半の日本国有企業の発展は、「日本の軍事侵略政策と密接に関連し」、……「中国資源の収奪を

目的とした」との表現は、筆者が国策会社の検討をした際には回避した表現であったが、¹⁾ 中国人研究者の率直な意見表明として厳粛に受けとめさせられたことであった。

程紹海氏の「日本国有企業民営化の背景、状況及び啓示」は、日本の国有企業民営化の背景から説き起こし、その実態を NTT と JR を例に検討し、その成果から若干の教訓を導出しようとしたものであった。NTT については分割問題や料金値下げ競争が、JR については各社別の決算や株式売却にも言及していて、かなり詳細にして緻密な分析がなされていると受けとめた。

程氏の民営化の啓示は、示唆に富むものが多かった。民営化といっても、民営化企業は依然として政府の指導と支援を脱していないこと、民営化後の JR 各社の経営成績の好転と NTT の短期間における増益決算後減益決算へ後退したこととの対照、民営化による経営多角化やハイテク要素の重視など、注意深い洞察と新鮮な意見の展開が注目された。半面、民営化を政府の財政収入目的に限った見方や、通信業界において NTT を競争会社と同一視するかのごとき見解など、疑問の余地も残された。

(3) セッション 6 (B 組)

このセッションで筆者は、コメントをする役割を担った。

叶芳和氏の「中国の新しいグランド・デザイン」は、中国国有企業の民営化について、現在国有企業が負担している保険・年金に代えて、民営化による株式売却益で基金を創設するという壮大な計画を提唱したものである。まず、国有企業の抱える諸問題——非効率性、過剰雇用、社宅や学校

1) 遠山『現代公企業総論』108-09 ページ。

や年金などの社会的費用の負担——の解決の緊急性を強調したうえで、国有企業の民営化による株式売却益でもって年金基金を創設するとともに、株式の売却は従業員持株制とすることにより、会社への忠誠心の高まりを通して労働生産性の向上を期待しうると主張された。中国では全人民所有制であるから、国有財産の売却は膨大な資金を生み出す可能性があること、国有企業は企業の幹部や従業員だけのものではなく、全人民の所有であることの強調、社会主義経済ではあるが、郷鎮企業や合併企業の多数の存在にみられるように、所有制度は1国2制度化しているという現実、国有企業のサバイバルのための経営と福祉の分離の必要性の強調など、論旨はきわめて明快かつ大胆であった。

筆者は、(1)従業員持株制はよいとしても、社会主義下の平等原則との対立の懸念、(2)中国人の株式購入能力への疑問、(3)民営化における所有権移転のみへの過度の注目の半面における経営面の改革への論及の不足、以上の3点についてコメントした。叶氏は、(1)については、貧の平等化よりも豊かさの追求を優先することの必要性を強調された。(2)については、以前は貧しくて資金がなかったが、現在では株式購入のためのかなりの貯蓄があることを、実際に数字でもって説明された。(3)については明確な回答は得られなかったが、筆者の見解は理解しておられると受けとめた。叶氏の年金基金創設論は文字どおりのグランド・デザインであり、早期の実現の可能性は別としても、中国経済の将来に大きな夢を持たせ、現状改革への意欲をかきたてさせるに十分なものであったことは疑いない。

張暉明教授の「会社化：中国国有企業民営化への道」は、日本の国有企業経営と民営化の経験から教訓を引き出し、中国国有企業改革の方途を探ったものである。国有企業の必要性は認めるものの、国鉄や電電の経験にみられるように、国家の独資形態は官僚主義、行政化などの弊害をもたらす。また、自然独占といっても、政府が唯一の出資者となる伝統的思考

方法は、今や時代遅れとなった。こうした教訓から、中国の国有企業についても、国家独資の所有権形態は改革されるべきであるとして、所有権と経営権の分離による企業自主権の強化の必要性の大なることを強調された。資産関係の混合化の第1段階として請負制があるという。また、合併方式や株式制といった改革方式も留意すべきであるとする。そして、民営化を通して出資主体を多元化することによって、真の企業効率化が達成できるというのである。国有企業の民営化への道筋は、具体的には会社化であるという。会社化＝混合所有制度こそは、生産力発展の要求に応えるものであり、国家の統制力を維持しつつ多元的な主体間の利益均衡を実現する新しい社会制度の構築に資するものであるというのである。

張教授の主張で筆者の注目を集めたのは、つぎの2点であった。第1に、会社化による国有企業、国有資産の市場経済への浸透は納得できるにしても、そこでの国家統制力のかなりの維持を肯定されている点である。しかしながら、逆説的にいえば、資産関係の混合化が経営の混合化、すなわち国家以外の出資者の経営への影響力の保持にいかに関与しうるかが重要なポイントであるにもかかわらず、国家のコントロールを依然として重視していることに疑問が残る。第2は、「国有企業の民営化は私有化ではない」と明言しておられる点である。これは、経営の「国营→民営」を意識し、「国有→私有」を考えるものではないということであろう。筆者の考えでは、所有と経営は通常一体化したものであるから、民営は私営であり、私有と同義である。国有民営という形は日本の特殊会社にも存在するが、それは一時的、過渡的なものにすぎないと筆者はみているのであるが、中国の民営化は国有民営を中心概念とするもののよう理解された。ここに筆者は、社会主義下の民営化の困難さと限界をみたのである。

(4) セッション7 (A組)

ここではヨーロッパ各国の民営化の実践が論議された。

山内弘隆助教授の「イギリスにおける公企業民営化」は、イギリス公企業民営化の実践の概要とその経済的成果について検討したものである。民営化前のイギリスでは、基礎的重要産業部門における公企業の存在や経済全般にわたる産業規制政策のために、私的所有権に基づく経済的インセンティブや市場が生み出すダイナミックな力が削がれていたが、民営化による大衆資本主義の実現は、株式保有を通して大衆の経済への参加意識を高めたこと、民営化に積極的評価を与えている。また、公企業の民営化による新たな規制システム——産業別の新たな規制機関の創設とプライスカップ規制の導入——は、民営化企業の経営に大きな影響を与えたと、これも肯定的に評価する。プライスカップ規制は経営効率上のインセンティブを与え、料金設定上のフレキシビリティを付与し、運用の簡素化により監視コストを削減し、アバーチ・ジョンソン効果を回避するという利点をもつ半面、価格の上限への誘導を生じ、リスクを伴う資本投資を抑制し、サービスの質の低下をもたらす、マイナスX項（効率化要因）が若干のマイナス効果を生じる可能性を持つなど、いくつかのデメリットも有するが、総合的な評価は今しばらくの動向を待ちたいと、好意的評価を下している。そして、民営化は、所有者と経営者間の関係の変化による効率化と経済的厚生を増大をもたらす、規制機関の創設は、独占からの消費者の保護と民営化企業の安定的運営の基盤の確立をもたらしたがゆえに成功であったと、好意的な総合的評価を下しているのである。

イギリスの民営化の肯定的な評価については、筆者も全く異論はない。ただ、その評価が経済的成果のみによって判定されている点に問題はないか。公企業時代に確保されていた公共性がどの程度維持されているか、たとえば水道における高水準の水質の維持や、水という生命に必需のサービスが外国（フランスなど）の買収攻勢にさらされていることへの危機の念とか、交通サービスにおける安全性の確保や不採算路線の廃止に対する代替策などについての検証の欠落が気になる。しかし、これはもともと民営

化の目的（経済的成果の向上や受益者負担原則の強調）からして2次的な位置にとどめられざるをえない問題かもしれない。しかしながら、民営化の成果の公正な評価は、公共性の発揮も含めた公企業時代との総合的比較において論じられなければならないと考えるから、一考を要する問題ではあろう。

新田俊三教授の「フランスの民営化問題」は、戦後のフランスにおける国有化の実践と民営化の進行を概観したうえで、政権交代のたびに国有化と民営化が繰り返されてきたことは大きな誤りであったと断じている。そして、国有化は失敗とし、民営化は、民営化企業の資産価値の増大の面からみる限りは成功と評価したものであった。戦後の国有化は、フランス経済の再建がそれによって達成されたという点では有効であったが、それは戦後復興期という特殊な段階においてであり、その後の失業の増大などをみると、この古い議論は新しい政策要請に対応しなかった典型的な事例であると、今日における民営化の妥当性と必要性を強調している。民営化は、国有部門の民間組織化という意味では、すでに国有化時代に始まっていたが、シラク内閣時代には社会党政権下で遅れをとったとし、ルノー社の民営化問題をはじめ郵政の民営化など、今後の民営化の本格的展開が注目されるとしているのである。

「国有化のなかの民営化」の問題意識は、他の報告にはみられない斬新かつ興味深いものと受けとめたが、今日ではフランスでも、この段階はすでに卒業すべき時期にきていると考えられる。教授による国有化の低評価は、教授の過去の業績を知る筆者にとっては意外な、厳しいものと受けとめられた。民営化に際しての国有企業の資産価額の評価については、国有化に際しての接収民間企業の資産評価と同様の問題となるとの指摘は、過去長期間にわたって国有化問題の研究に没頭してきた筆者としては、さらに詳細に教授の見解を聞きたいところであった。評価の基準や原則の設定が、国有化と民営化とでは全く同様になされるのかどうかは、筆者にとっ

て一つの研究課題を課せられた思いであった。

加藤栄一教授の「ドイツにおける公企業の民営化」は、ドイツおよび旧東ドイツにおける民営化の実践を、日本のそれと比較しつつ検討したものであった。民営化の実践は、ドイツと日本の公企業部門の大きさ、事業分野、企業形態の相違により異なってくるがゆえに、この視点からの分析が中心となるとされた。西ドイツの国民経済に占める公企業部門の大きさは、総固定資本形成や労働人口でみて日本の2倍近い大きさであり（1982年現在で、前者は15.2%、後者は9%）、またその業種別構成は、鉄道などの公益事業や金融では日本と共通するものの、日本とは違って鉱工業部門ではかなりの高率を占めており、さらに、日本と違って株式会社や有限会社などの私法的会社形態をとるものが多いという。したがって、1980年代に実施された公企業民営化は鉱工業部門に集中し、その実践は政府持ち株比率の引き下げないし全部売却という形をとり、しかも、従業員持株制度など労働者の財産形成政策に資することを目的としたというのである。一方、旧東ドイツの国有企業民営化は、信託公社を通じてなされたが、東西両ドイツ間の工業生産性の大きな格差という問題に難渋しているという。現在ドイツでは、連邦郵便事業と連邦鉄道の民営化が、社会主義体制の崩壊やEU統合の強化をきっかけに、一挙に進んでいるという。さらに、地方レベルでは、民営化の推進の結果、日本の第三セクターに相当する公私融合形態の拡大がみられるという。

ドイツの公企業の民営化を日本のそれとの比較に重点を置いて報告されたことは、本シンポジウムの趣旨との合致もさることながら、中国人研究者にとっていろいろな示唆に富むところとなったであろうことが推察された。とくに、ドイツの民営化の基本的性格を労働者の財産形成政策の一環と位置づけ、日本やイギリスの民営化における労働組合弱体化の政策意図の反映と対照された点は、後者が全面的にそれに尽きるものではないにし

でも、ポイントの明確化という点できわめて印象的であった。ただ筆者としては、旧東ドイツの信託公社を通しての民営化の実践の特異性に大きな関心を寄せていただけない、この点についてより詳細に聞きたかったという心残りがあった。

江瑞平助教授の「日本民営化と英仏私有化の背景比較」は、イギリス、フランスおよび日本の国有企業民営化を一瞥した後、民営化の背景を比較検討して、つぎのような異同があるとしている。まず、諸国に共通の背景として、(1)戦争直後は鉄鋼、石炭などの伝統的部門、単品大量生産を特徴とする企業が国有化を正当化したが、その後の科学技術と生産力の発展によりそれらの企業の優位性が後退し、多品種少量生産型企業が台頭してきたこと、(2)国有企業の経営効率低下とその赤字の国家財政への負担の増大、(3)スタグフレーションと財政危機の長期的持続と悪化、の3点があげられた。つぎに背景の相違点として、(1)イギリス、フランスと日本との国有部門の大きさの違い、(2)左右の政党の政権交代が頻繁に繰り返されたイギリス、フランスと、自民単独政権が長期支配した日本との政治条件の違い、(3)イギリス、フランスの民営化は「大国圧力」の結果ではないが、日本ではアメリカをはじめとする外圧が民営化を要求したこと、の3点をあげている。

以上の論議は、民営化の背景をマクロ的に対比したもので、分析はやや大雑把であり、ミクロ面での対比の必要性もあると思われるが、内容的には納得のいくものであったと評しうる。ただ、終戦直後に日本では、鉄鋼と石炭への資源の優先的配分を国有化によってではなしに、傾斜生産方式によって確保したこととか、日本の民営化を外圧によるものとして、高度情報化社会への対応と競争導入の必要性（電電の場合）や赤字による財政圧迫と労働組合対策（国鉄の場合）などの無視といった、より詳細な分析の必要性を感じさせた点もあったことは確かである。筆者としては、教授

が報告のテーマにおいて、日本の場合は民営化とし、イギリス、フランスについては私有化とされた意図や論拠をぜひ聞きたかったのであるが、機会を逸したことはまことに残念であった。

3 全体会議

5月2日の最終日、シンポジウムの締めくくりとして全体会議が開かれた。

(1) 各セッション代表（1名）による報告

まず、各セッション代表者によるそれぞれのセッションでの報告と討議のまとめが行われた。筆者はセッション1の代表者として、そこでの論議をまとめて以下のごとく報告した。

遠山嘉博「セッション1（A組）についての報告」

セッション1（A組）では、日本公企業の歴史的考察について、4本の報告がなされた。うち2本は日本側の報告者によるものであり、他の2本は中国側の報告者によるものであった。4本の報告のうち三つの報告は、明治政府の官業払い下げに関するものであり、残り1報告は、第2次大戦中の電力事業の国家管理および第2次大戦後の電力再編成に関するものであった。

第1報告森川英正先生（慶応義塾大学教授）の「日本工業化初期段階における国有事業の払い下げ（民営化）」は、日本の明治期における官業払い下げについて、国立銀行、綿紡績工場、造船所、鉱山などの各企業を例に報告したものであったが、特に印象的であったのは、当時の官業払い下げに関する一般の誤解を指摘、訂正した点である。これは、つぎの2点についてであった。

- (1) 官業払い下げは、明治政府の一貫した原則下を実施されたという通俗的理解は誤っている。そうではなく、払い下げは、よく言えば弾力

的に、悪く言えば場当たりの行われた。

- (2) 官業は政商に不当な廉価で払い下げられ、払い下げを受けた者はその利益によって財閥になったというのは誤っている。そうではなく、振るわない官業を売り急いだからであり、払い下げを受けた者が財閥に成長したのは、彼らの旺盛な企業家精神の発揮と経営努力によるものである。

この2点を、教授はとくに強調された。とくに後者は、日本や中国の民営化された企業が成功するか否かに対する重要な教訓を含んでいる。「企業の成功の成否は、企業経営者の企業家としての能力と努力に大きく依存する」という森川報告の要旨は、今日的にも重要な意味を持っているといえる。

第2の山崎広明先生（埼玉大学教授）の「電力国家管理と電気事業再編成——市場メカニズムと国家規制——」は、1937年以降の昭和戦前期における電力事業の国家管理と第2次大戦後の電力再編成を分析したものであった。電力国家管理は、電力事業を所有は民有のままで、経営は国家が管理するもので、「民有国営」という特殊な企業形態である。これは、本シンポジウムでの中国側の多くの報告にみられた中国の民営化の一形態、すなわち「国有民営」と全く対照的な形態である。企業形態についての私の考えでは、所有と経営は一体化しているのが通常である。「国有国営」、「民有民営」が通常の形であり、「民有国営」や「国有民営」は変則的な一時的形態と考えている。しかし、日本の電力事業の「民有国営」が戦時中の一時的、変則的な形態であり、短命であったのに対して、中国の民営化において「国有民営」という形態は、長く定着する形態となるかもしれないと予測される。

ところで、第2次大戦終了後、日本の電力事業は、ふたたび「民有民営」に戻って現在に至っている。アメリカは私企業万能主義、反公企業の伝統を持つ国であり、世界で公企業の比率が最も小さい。もし日本がアメ

リカの占領下になかったならば、「民有民営」への復帰がなされたかどうかはわからない。

山崎報告の注意すべき点を、二つ指摘しよう。

- (1) 戦時中の電力事業の国家管理は、全国的送電線網を確立し、送電ロスを小さくし、合理化を果たした。このことは、戦後の民有民営の基礎を築いた。
- (2) 電力事業の経営形態はいろいろ変わったが、企業家精神に富んだ電力事業経営者のいたことが、日本の電力事業の発展にとって重要な要素であった。

(2)の指摘は、明治期の官業払い下げ後の成功を、企業家的努力によるものとした森川報告と共通するものである。

第3報告趙建民先生（復旦大学助教授）と顧慶立氏（復旦大学大学院生）による「明治政府の官業から民営への転向政策及びその社会的影響について」は、明治期の官業払い下げについて、日本の文献や外国人の著書の中国語への翻訳を参考に、詳細に分析したものであった。

当時の官営事業の多くの経営不振を指摘し、政府の財政負担を軽減するための民間払い下げの必然性を説明しているが、民間払い下げがその後の経済発展に大きく貢献したとの積極的評価が印象的であった。とくに、明治政府による教育重視政策が、今日の日本人の経営管理能力の育成に果たした役割を大きくみているが、ここにも、経営者に人材を得ることの重要性、不可欠性の強調を明らかにみることができる。

第4報告金明善先生（遼寧大学教授）と車維漢先生（遼寧大学助教授）による「19世紀末の日本における財産権関係の重大な調整——明治政府の『官業の払い下げ』を論ず——」は、官業払い下げの原因、過程および効果を分析したものであった。

とくに印象的と思われたのは、つぎの2点であった。

- (1) 原因の分析では、明治期の官業における経営管理の未成熟が、官業

払い下げを促進したと判断している。

- (2) 効果の分析では、財産権の国すなわち国民全体から民間資本家への譲渡が、企業家精神の発揮を促進し、官業の悪弊の一掃に貢献し、経済発展に有利に作用したと評価している。すなわち、民営化の意義と効果を高く評価している。

(2)からは、民営化が経営者の企業家精神の発揮と企業家的努力を促したとの考え方を読み取ることができる。

以上の要約から明らかなように、明治の官業払い下げと戦中戦後の電力事業再編成を分析をした4報告中3報告は、民営化企業の成否にとって経営者による企業家精神の発揮、企業家的努力は、最大かつ不可欠の重要な要素であることの指摘で共通しており、残り1報告は、国から民間への所有権の移転、すなわち民営化が、企業家精神の発揮に重要な場を提供したことを指摘している。これを私なりに整理すると、4報告を通してつぎのように結論づけることができる。すなわち、4報告とも、「企業の成功にとって、経営者の質、すなわち企業家的能力と企業家的努力が最も重要な要素であり、それが開花するのは民営化という土壌においてである」と。つまり、民営化の意義の重視と経営者の質と努力の強調という2点において、4報告は共通の結論に到達したといえる。

日本が明治期以前の長い鎖国から開国してみると、欧米資本主義諸国に100年遅れていることが明らかとなった。しかし、民間企業の自然的生育を待っていたのでは、早急にキャッチ・アップできないことも明らかであった。そこで明治政府は自ら官業を育成し、やがてそれを民間に払い下げた。民営化と企業家精神の発揮、企業家的努力との結合によって、それは成功をみるに至った。中国も、第2次大戦後長い間、一種の鎖国状態にあった。開放政策に転じてみると、経済の遅れが明らかとなった。いま民営化を押し進めることで、その遅れをとり戻そうとしている。その際、高い質の経営者を得ること、その経営者が企業家精神を発揮し、企業家的努

力をすることがきわめて重要であることが、日本の経験からの教訓として明白である。

中国が日本の明治期の成功からこの教訓を学びとり、ただし、日本の経験をそのまま取り入れるというのではなく、中国特有の社会経済体制に合った方法でそれを実際面に適用し、民営化を成功に導き、経済発展を促進し、21世紀に世界の経済大国となるよう期待する。民営化の実践と経営者の企業家精神の発揮と経営努力によってそれは可能である、と私は確信している。この期待を込めて、私の第1セッションのまとめを終えることとする。

(2) 総括

日中双方の代表者が、今回のシンポジウムをつぎのように総括した。

まず安部一成教授は、中国が日本の経験に学ぼうとする姿勢を肯定した後、社会主義下の中国では民間市場がまだ貧弱であるから、中国独自の方法を追求すべきことを強調された。日本の経験をそのまま輸入するのであれば、「社会主義市場経済」の社会主義という接頭語は不要になるのであり、「市場経済的社会主義」なら話は別になるという。国が経営者の人事や経営戦略に対して強く干渉しないことが重要であり、経営の自主性が完全に保証されるかどうかについて、中国の政治の現状からは大きな懸念があるとされた。しかしながら、このことが達成されなければ、たとえ所有権を民間に移転したところで、民営化の目的の達成はほとんど不可能に終わるであろう。国が所有者として経営に干渉するのを防止するためには、国の所有割合の引き下げ、公私混合所有化が必要であることを強調された。

つぎに陳建安教授は、まず今回のシンポジウムが新聞記者の関心の的にもなっていること、シンポジウムの目的は日本の経験に学び、中国の新しい企業経営方法を模索することであると答えたことを紹介された。つぎに日本側からの論文は15編、中国側からは14編、計29編の論文があり、26の大学や研究機関から参加者を得たシンポジウムを通して、X効率、

公共性と企業性、企業の社会性など新しいアイデアや方法論が生み出され、日本の具体的な事例と成果が明らかになったとされ、学ぶところが多かった、と積極的な意味合いを込めて総括された。そして、マルクスの政治を見直す必要性、生産と生産関係から民営化を再度考え直すべきことを指摘された。中国の民営化に対しては国からの圧力、国民からの反対などがあるが、公企業の存在理由と国有企業改革の必要性、必然性については、日中共通の認識が得られたとされた。ただ中国では、(1)政府が介入しない新しい自由主義の確立の必要性、(2)企業経営のマクロ的環境としての市場の未成熟、(3)市場は存在するが大手企業下の官僚的市場であること、(4)社会保障制度と民営化後の余剰人員対策、(5)政府の性格、以上五つの条件を考慮すると、中国国有企業の民営化は、日本のそれに比してはるかに難しいこと、市場だけでは解決不可能であり、政府の力、政府の役割が不可欠であること、民営化されるべきでないもの、とくにインフラストラクチャーの民営化に関しての政府のあり方の再検討の必要性などを力説された。

陳教授の総括の内容は、以上のごとく、国有企業の非効率性と民営化の必要性および困難性を、中国の政府、経済の現状に即して強く主張したものであったが、その論旨の明快さもさることながら、改革の熱意と研究者としての大胆率直な建設的発言には、敬服と驚嘆を禁じえなかった。筆者はここに、教授の進歩的批判精神と中国社会事情の変貌ぶりを実感することとなり、自らの中国観の改変の必要性を痛感させられたのであった。

(3) 優秀論文の表彰

昼食時に、中国人研究者の手に成る論文の選考会が持たれ、筆者もその末席をけがした。論議のすえ、つぎの2氏の論文が選ばれた。

鄒建華教授「日本国鉄民営化の原因」

金鳳徳教授「日本の国有企業とその民営化」

(4) 日本と中国学者の言葉

ここでは日本側を代表して、山崎広明教授が意見を述べられた。教授は

中国側への謝辞を述べた後、筆者のコメントの一部を取り上げられた。「『公企業は歴史の産物であるとともに、政治の産物でもあり、歴史的役割を終えたといえども、政治家の思惑や官僚の抵抗や利害関係者の反対のために、座して待っていたのでは消滅に至るものではない』との遠山説について、われわれは改めて考える必要がある」というものであった。シンポジウムではこれについての討議は時間的に不可能であったが、公企業研究者の共通の検討課題として重要であることは、日本の現状からみても疑いがないところであろう。

IV 2, 3の学習成果

シンポジウムを通して、中国人研究者は日本の民営化の経験から多くを学んだことと推察されるが、それと同時に、筆者自身もまた学ぶところがきわめて多かった。とくに重要な論点として、つぎの三つをあげておこう。

1 民営化（民有化）と私有化との違い

われわれ資本主義下の研究者は、民営化、民有化、私営化、私有化についてはほぼ同義のものと考えているが、中国では、民営化と私有化を次元の異なるものとして厳しく峻別していることが明らかとなった。筆者は、既述のごとく、企業における所有と経営は通常一体化しているものと考えから、民営化と民有化は大略同義と理解している（厳密にいうと民有化は民営化の一部であり、民営化は民有化に対して上位概念と考えるから、完全に同義とするものではないが、その厳密な区別はここでは問わないこととする¹⁾）。JT や

1) 民営化と民有化の区別ないし概念上の上下関係については、遠山『現代公企業総論』第11章第3節に詳しい。また、つぎも参照されたい。遠山嘉博「民営化の方法（下）」『追手門経済論集』第25巻第1号、1990年4月、61-68ページ。

東日本以外の JR 各社のごとき国有民営は、最終的には民有民営（完全民営化）へ移行する過渡的形態ととらえている。しかしながら、中国では、民営化は国有民営を大宗的形態とするものごとくであり、そのさらなる発展段階として公私混合所有や民有民営の諸形態を考えているものと受けとめられた。しかし、この場合、民営は私有ないし私営ではないというのである。民営化ないし民有化は中国人民全体の所有となることであるから肯定されるが、私有化は特定の個人的所有化であり、いわば資本家階級の復活につながるがゆえに排斥されるべきものと位置づけられているようである。社会主義を標榜する中国の政治経済体制のもとでは、国有財産の私有化、特定の階層への帰属は許容されないというのであろう。

中国の社会主義（経済）の専門家でない筆者には、これを適切に論評する能力はないが、ここには依然としてイデオロギーの呪縛をみざるをえない。中国が社会主義体制をとっている以上、いかに市場経済化を推進するといっても、民営化を私有化と同義とするには至り難いことも理解できないわけではない。ただ問題は、国家の所有やコントロールを残したままでの民営化が、日本はじめ資本主義諸国における民営化と同様の機能を発揮し、所期の成果を収めることができるのかという点である。民間所有が人民全体の所有というのであれば、それはとりも直さず国有であり、官僚的国営の弊害の除去、民有に基づく経営改革はどこまで達成できるのか。このことは、つぎの問題をも提起することになる。

2 民営化推進上の条件整備

日本の民営化の経験の直輸入ではなく、「中国の社会経済体制に適合するよう加工された民営化」は、本シンポジウムにおける筆者の提言の中核を構成するものであるが、それをいまここで具体的に述べるだけの知識は、残念ながら筆者にはない。これはシンポジウム参加者全員が、とくに中国人研究者が、今後真剣に熟慮、追究しなければならない問題である。ただ、

逆説的に、中国において民営化が真の成果を収めるために不可欠と思われる条件について、²、³述べることは可能である。社会主義の中国では、市場経済化の推進、その中核となる国有企業の民営化の実現に、資本主義国にはない多くの問題や障壁のあることは確かであり、除去されるべき障壁について考えてみよう。

第1に、中国の民営化では国有国营の国有民営化、公私混合所有化を通しての民営化が中心概念となっていると理解したが、⁴国の所有や統制力の残存が民営化の推進、深化、および民営化企業の企業性発揮の制約要因となる懸念がある。民営化が官僚的、非効率の国营の弊害を是正するためには、民有部分の相当の拡大と民有への実質的な権利保障が不可欠である。すなわち第2に、民有化は私有財産権（民有財産権というべきか?）を不可欠の前提条件とするものと考えられるが、中国では私有財産権はどのように保障されるのであろうか。このことは、硬直的、非効率な官僚的経営の民有に基づく改革、効率化促進の圧力ないし効果とも大きく関連するところである。第3に、長年貧の平等化に甘んじてきた中国人民が、民営化とそれに基づく市場経済化による富および所得の不平等の拡大をどこまで受容しうるのかの問題がある。このことは、社会主義を構成する中心的価値である「平等」から、資本主義の中核的理念である「自由」への価値観の移行とも関連する難しい問題でもある。

金鳳徳教授は、「中国全土を通して地域間格差の生じない均衡発展に拘泥していたのでは、中国経済の発展は遅れてしまう。たとえ地域による多少の経済的格差が生じようと、中国が全体として経済的に発展し、経済的成果の向上を人民全体が享受できればよいのだ」という意見を趙紫陽時代に提言し、それは国の受容するところとなったと鄭教授から伺った。この考え方を敷衍して、「地域」を「個人」に置き換えれば、「個人間の平等を墨守すれば、それは貧の平等化になりかねず、個人間の所得および財産格差が生じようとも、中国人民が全体として富むようになればよい」という、

筆者の従来からのマルクス主義批判の中核を構成する考え方となる。その必要条件として私有財産権の保障が不可欠であるとともに、十分条件として国民の価値観の変化、マルクス主義理念の桎梏からの脱却が必要となろう。中国社会主義がこのきわめて資本主義的な思考といかに折り合いをつけるかは、民営化の成否を大きく左右する問題であるとする。

3 言論の自由の予想外の成育

シンポジウムを通して、中国社会における言論の自由の健全な成育ぶりを実感したことは、筆者の中国認識を大きく変化させるに十分な新発見であった。筆者が接したのはアカデミズムの社会であり、一般社会における状況は具体的に把握していないが、シンポジウムでの諸報告や諸教授との情報交換を通して、言論の自由の予想外の健在ぶりを肌で感知したことは、筆者にとって大きな驚きであり、かつ喜びでもあった。ことに朱紹文教授の「他人の言説をうのみにせず、自らの頭で考え、行動せよ」との学生への教示、鄭勵志教授の国有企業改革の必要性の力説と民営化にかかる熱意の大きさ、陳健安教授の新聞記者への確固たる対応や政府に対する明確な意思表示などには心打たれるものがあった。

今回の中国訪問により、社会主義下で市場経済化が予想以上に進展していることを知ると同時に、シンポジウム出席により、言論の自由が予想に反して健全に成育しつつあることを実体験したことは、筆者にとって大きな副収獲であった。ただし、「これは上海ならではのことであり、北京でのことではない」という筆者の危惧は、見当はずれの憶測であってもらいたいと思う。

V お わ り に

大規模な国際シンポジウムの開催については、その準備から実行まで、

復旦大学日本研究センター側では多大の労苦があったことと推察される。今回のシンポジウムを通して日中両国の研究者は、民営化問題を考えるうえで、体制の違いを超えて大きな学習成果を収めることができた。筆者個人としても、社会主義下の諸変化の直接的体験と中国観の是正という点で、貴重な副産物も得た。招待して下さった鄭勵志教授に対し、改めて深甚なる謝意を表する次第である。また、日本側報告者の人選に当たられた山崎広明 東京大学名誉教授、直江重彦 中央大学教授、橋本寿朗 東京大学教授にも感謝申し上げる。復旦大学日本研究センターでは、シンポジウム終了後もなお、成果の年内刊行という作業が続いていることと推察されるが、その上梓によってシンポジウムの成果が記録としてとどめられ、その各方面への伝播を通して、実際的影響力が発揮されることを期待している。

「社会主義を堅持したままで市場経済化を推進する」という実験は、他国に前例がない難しい問題を投げかけ始めている。その基礎となる「社会主義下の民営化の推進」という他国に前例のない実験にも、未経験の難題や障壁が立ちはだかってくるであろう。筆者が先に述べた「中国は日本の民営化の経験と教訓を、中国の社会経済体制に適合するよう接取、加工し、実践すること」は、中国における民営化の最大の課題である。そして、それは場合によっては、中国の社会経済体制そのもののよりよき改革にまで至るかもしれないと考える。

(1995年7月15日受理)